

■ 令和6年度能登半島地震に係る国税の申告・納付等の期限延長措置の終了（富山県）

令和6年1月1日から7月30日までの間に当初の期限が到来する国税の申告・納付等の期限を7月31日とする。

（法人）

発送を見合わせていた申告のお知らせ等（予定（中間）申告のお知らせ及び予定（中間）申告書）については、既に申告済みの法人を除き、発送を順次再開する。また、メッセージボックスへの格納を順次再開する。

（個人）

発送を見合わせていた消費税及び地方消費税の中間申告書及び課税期間の特例適用分の申告書については、発送を順次再開する。なお、令和6年分所得税及び復興所得税の予定納税額の通知書及びe-Taxによる電子通知については、令和6年6月15日以後、順次行う予定。

（源泉所得税）

納付期限の延長期限の期日をお知らせする「源泉所得税及び復興所得税の納付期限のお知らせはがき」を発送する（納付済みの者を含む）。→ 令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に期限が到来する源泉所得税及び復興所得税の納付期限が令和6年7月31日（水）となりました。

1. 申告所得税及び復興特別所得税

○令和5年分確定申告（対象者に案内ハガキを送付）

振替納付日 令和6年8月19日（月）

令和6年分予定納税 第1期分 令和6年9月30日（月）

第2期分 令和6年12月2日（月）

2. 消費税及び地方消費税（個人事業者）

○令和5年分確定申告（対象者に案内ハガキを送付）

振替納付日 令和6年8月26日（月）

令和6年分中間申告 3月特例 令和6年5月31日（月）→令和6年8月26日（月）

3. 個人事業者

○予定納税の通知書 令和6年6月28日発送予定

予定納税の減額申請期限 令和6年7月15日 → 令和6年については7月31日まで延長